

松代藩真田家伝来典籍の現状とその構成

山 中 さゆり (真田宝物館)

はじめに

松代藩真田家に伝来した典籍については、その数が多いことと詳細な目録がいまだ未整備であることもあって、研究が進んでいないと言いがたい。しかし、近年では、典籍一点一点の検討ではなく、総体としての真田家伝来典籍という観点から、そのあり方を検討する研究が進められている。筆者も、数多く残されている典籍目録を題材として、真田家の典籍のあり方と伝来について検討を加えたことがあったが、^①ごく一部についてのみにとどまっている。

そこで、本稿では真田家伝来典籍の現状を紹介するとともにこれまでの研究成果をまとめ、真田家の典籍群がどのように構成されていたのか、その一端を解明したい。

一 真田家伝来典籍の現状

松代藩真田家伝来の資料は、典籍をはじめ、文書・武具・調度品・書画などの大名道具が現存している。このうち、文書約七万点余りが国文学研究資料館の所蔵となっており^②近世大名家資料として利用が進んでいる。一方、戦国時代から江戸時代初期にかけて発給された文書^③を含め、約一万七〇〇〇点の文書とモノ資料あわせて五万点

余りについては、昭和四十一年(一九六六)に真田家から当時の松代町に譲渡され、長野市と松代町が合併したことによって、現在は長野市教育委員会所管の真田宝物館が所蔵し、展示・研究・閲覧に供している。収藏品目録は順次刊行されているが、内部目録のみのもも多数存在する。典籍は、国文学研究資料館所蔵分はごくわずかで、真田宝物館が約二万五〇〇〇冊を所蔵している。これについても目録は刊行されておらず、資料番号とほぼ書名だけの目録が館内閲覧にあるのみとなっている。

真田宝物館所蔵の典籍は、江戸時代末期に藩主の義母の住まいとして建てられ、以後真田家の私邸であった真田邸(新御殿)^④の土蔵に収納されていた。現在は、収蔵庫に収蔵されているが、その多くが江戸時代からと考えられる木箱に収納されている。しかし、真田家から資料が譲られた前後に一旦箱から出し、内容別に分類された^⑤とみられ、この時もとの形態はバラバラにされ、分類ごと空いた木箱に入れ替えがなされたと思われる。分類分けされた典籍は、その分量がちょうどよく入る大きさの木箱に入れられたようで、そのため、現在はほとんどの木箱にほぼいっぱい典籍が入られている状態である。もとの箱に入っている場合が明らかなものもあるが、数は多くない。

このほかに「典籍」という分類ではなく、「図書」と分類されている

る書籍もある。「凶書」には一枚ものの絵地図や巻物なども含まれ、総数は六十件余りある。そのうち冊子体のは約半数で、黒漆塗りや時絵の施された箱に収納された豪華本もある。「典籍」とされているものとは明らかに異なるものが多く、おそらく婚礼道具などとして持ち込まれたものや、藩主の側近くに置いていたものとみられる。

二 研究史のまとめ

真田家伝来典籍についてまとまった形で発表されたのは滝澤貞夫氏がはじめである⁸。真田家伝来の典籍が真田宝物館に多量に収蔵されていることを広く紹介し、これらが「藩主真田家の所持本であり、同時に藩校である文武学校の蔵書であったのかも知れぬ曖昧さを持ち得る蔵書だった可能性が考えられるのである。」との見解を示されている。大変示唆に富む指摘と考えるが、典籍全体の調査には及んでおられないようで、さらに詳しい検討が必要と思われる。

次に真田家伝来典籍について論じているのは、原田和彦氏である。原田氏は、滝澤氏の論を検証しつつ、現存する真田家伝来典籍は九代藩主・真田幸教とその夫人・真晴院および義母である貞松院の蔵書が核となつていること、松代新御殿（真田邸）に集積された典籍が藩士に貸し出され、さらには学校へも貸し出され、廃校後には旧藩士に分け与えられたものがあつたことを明らかにされた。また、これら真田家伝来の典籍は、真晴院・貞松院のほか様々な所有者の蔵書によつて形成されたものであり、ある時期にこれらの所有者ごとの秩序が統合されてひとつのかたまりとなつたことを指摘している¹¹。

筆者はこれら先行研究をふまえ、具体的に真田家伝来典籍には、少なくとも江戸時代末期には「元・亨・利・貞・江」などといった分類があり、それが藩主など所有者毎の分類であつた可能性があることを明らかにした¹²。この分類が、原田氏の指摘のように、統合されて藩校・文武学校に貸し出され、明治五年（一八七二）の廃校時には真田家に戻され、あるいは家臣に分け与えられ、現在にも通じ内容別の分類がなされていたと考えている。

また、滝澤氏、原田氏はこれら典籍に捺された様々な蔵書印について言及されている。真田家伝来の典籍には蔵書印が捺されているものが多い。よく見られるものは「松代文庫」印で、このほか「真田文庫」印や藩主および藩士のものともみられる蔵書印、藩外の人物のものも存在する。

このうち「松代文庫」印については、典籍だけでなく文書に分類されている冊子にも捺されている例がある¹³。「松代文庫」印は、少なくとも三種類存在し（写真1～3）、そのうち二点については、印章そのものが真田宝物館に、現存している（写真4、5）。すべてを調査していないので確証はないが、筆者の感覚としては、印章が現存していない写真3の「松代文庫」印が最も多く捺されている。この三種類の使い分けについては現時点ではわからない。滝澤氏は、この「松代文庫」が捺された典籍が文武学校の蔵書ではないか、としている。しかし、原田氏が指摘しているように、学校の書籍は、生徒が銘々に携えて入校してきたこと、その他真田家や士族の蔵書を借り受けていたことがわかっており、文書に捺されている例もあることから、文武学校の蔵書が「松代文庫」であるとは言い難い。真田家から貸し出し可能な典籍が「松代文庫」であるという論¹⁵もあるが、これについても、筆者は検討を要すると考える。



写真1

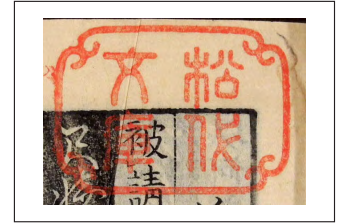


写真2



写真3



写真4



写真5

このようにみえてくると、原田氏が述べられているように、真田家伝来の典籍は、様々なかたちで伝来したものを「典籍」というくくりでまとめたものであることがわかる。では、その様々なかたちというのは、具体的にどのようなものであろうか。これまで指摘してきた所有者別構成以外にどのような経緯をたどった典籍があるのか、典籍目録から判明することを見ていきたい。

三 学校の蔵書のあり方

(一) 学校の蔵書

真田家伝来典籍が、松代藩の藩校である文武学校とその後継とな

る松代藩学校、松代県学校に貸し出されていたことはすでに原田氏によって明らかにされている。ただ、それが具体的にどれにあたるのかははっきりしていない。学校の蔵書については「長野県下埴科郡旧松代藩教育沿革史」⁽¹⁶⁾末尾に、次のようにある。

蔵書

一 経類	百四十余部
一 史類	七十余部
一 子類	二十余部
一 集類	七十余部
一 詩類	七十余部
此他雑部数百種	
一 洋籍	
兵法書類	二十七部
砲軍書類	二十部
騎軍書類	六部
歩軍書類	七十部
歴史類	三部
字書類	六部
雑書類	十二部
右法籍二係ル他英蘭共二数十部ツ、	
此外訳書類百余部	

このうち、洋籍の詳細について判明する資料がある。「東京江持参之分 洋書拝借名簿」⁽¹⁷⁾という資料で（以下、「洋書拝借名簿」と記載）、この冒頭に記載されている借用典籍の分類と部数が「長野

県下埴科郡旧松代藩教育沿革史」の学校蔵書の洋籍とほぼ一致する。文末に、該当部分の掲載典籍名と分類、冊数を表にして掲げた。洋書といつてもすべて原書というわけではなく、日本で発行された和綴しの外国語書籍や翻訳書が含まれているとみられ、総数二百七十本(冊)、うち五十部百本(冊)は、松代藩で出版した翻訳書である「歩兵演範」¹⁸⁾が占めている。歩軍書之部のみが、大きく部数が異なるが、これは「歩兵演範」の五十部をそのまま五十部と数えれば部数は七十五となり、違いはわずかになる。このことから、表に示した「洋書拝借名簿」冒頭に記載されている典籍については「学校の蔵書」という認識であるといえる。

では「洋書拝借名簿」を詳しくみていこう。学校の蔵書と合致する冒頭部分には、表にあらわしたように、分類と洋書名が書かれている。これらの洋書は、明治四年(一八七二)五月に佐久間忠幾久、牧野良平、宮下知幹の三名が拝借したものである。佐久間等三名は兵制士官学校助教や兵学一等助教などで、文武学校に併設され、明治三年(一八七〇)十二月に閉校となった兵制士官学校や松代藩学校で兵学を教えていた者たちである。そして、拝借先は学政局庶務掌であった酒井金太郎・成本治左衛門である。つまり、学校の庶務を掌る庶務掌から、学校の蔵書である洋書を借用して東京へ運んだことがわかる。運んだ理由はわからないが、持参とあるので、東京の旧藩邸で佐久間等が旧藩士等に兵学を教えるために持って行ったのかもしれない。

(二) 学校の蔵書の構成

資料の後半部分には、明治三年から四年にかけて個人に数冊の洋書などを貸し出した覚書が八通写されている。貸し出し先は、山寺

丙太郎、蟻川功といった人々で、同じく兵学などの教授をしていた人物である。このうち兵学二等助教・依田謙次郎の明治四年の拝借覚の写しは、次のようなものである。

知事様御手許之分

一 佛朗西文典 二冊

同

一同文典字類 一冊

学校

一 佛語明要 四冊

右正二拝借仕候以上

辛未

十一月廿日 依田謙次郎 印

庶務御中

知事すなわち真田家の手許にあつたもの二種類と、学校にあつた一種類を拝借した覚書で、庶務つまり学校庶務掌に提出されている。真田家のものと、学校のものという明確な区別がなされているものの、管理は学校庶務掌であることから、典籍の管理は一括して学校で行っていたことがうかがえる。

このうち、佛語明要四冊は、真田家の蔵書を学校が借用した際に、学政局庶務掌が作成した目録「知事公御蔵書 拝借書籍目録」²¹⁾に記載がある。ここには佛語明要と書名が書かれた下に「依田」と墨書で加筆されている。これは依田に貸し出されたことを注記したものである。現在真田宝物館所蔵の洋書の中には佛語明要四冊が現存

しており、依田に貸し出され、返却されたとも考えられる。

倉田高順

一方、知事公御手許とある佛朗西文典二冊については、ほかの目録には見出せていない。しかし、こちらも真田宝物館所蔵の洋書中に上下二冊一組が五組現存している。²³ 依田が拝借したのは二冊なので、おそらく上下二冊一組であろう。五組現存することを考えると、こちらも知事の手許であったとはいえ、貸し出し用として複数部用意され、学校から貸し出されていたことがうかがえる。

(三) 貸し出し典籍の返還

「洋書拝借名簿」の最後に写されている借用証文は、明治三年九月に島田舜雄と倉田高順が「英和辞書」「天文書」など九種類十六部を借りているものである。この証文に続いて次のような文書が写されている。

上紙折紙 両名

去年年中拝借奉願候洋書拾六部、同年九月上東京江仕候節持参仕、松本良順方ニ罷在候二付、同塾ニ差置此末ノ三月中病氣ニ付湯治願ニ而帰宅仕候節、立歸之義ニ付其俣諸具一同取纏メ同塾之者江諾置候処、去冬御咎被仰付候後返上仕度東京表江申越候処、御書物取纏メ置候箱より取違諸具取纏置候方差送呉候二付、又々申越候得共其後何之沙汰茂無御座、延日罷成候段奉恐入候、然ル処今般学校御取纏ニ付早速返上可仕旨庶務方ヨリ申越候得共、前文之次第二御座候間猶又至急申越早速返上可仕候間、延日ニ罷成候処何卒御勘弁被成下候様奉歎願候、此段御執成奉頼候以上、

壬申

二月 島田舜雄

『真田家中明細書』によれば、島田、倉田ともに医術の修行のため明治三年九月十七日に江戸へ出発している。この写しの記述からわかることは、その際に学校から洋書十六部を借用し、東京の医師・松本良順の塾に入ってそこに書物を置いていたが、国元にいる間にその書物が所在不明になってしまった、この度学校が書物を取纏めることになり、庶務掌から借用していた洋書の返還を求められたが見つからないので勘弁してほしい、ということである。学校が書物を取纏める、というのは明治四年末で廃校になったことと関係しているであろう。廃校にあたって貸し出していた典籍類の返還を求め、真田家に返す手続きが進められていたとみられる。このように、貸し出していた典籍が返却されなかったことも少なからずあったことがうかがえる。

ここまでで、「洋書拝借名簿」の記述から、学校の蔵書としての詳細な洋書の書名が判明すること、学政局庶務掌が管理する典籍は、知事の所蔵と学校所蔵と区別があるが、管理は一括であったこと、明治四年末の廃校にあたって、貸し出していた典籍の返却作業がすすめられたことがわかった。では、別の資料から典籍の流れをみてみよう。

四 典籍の管理の流れ

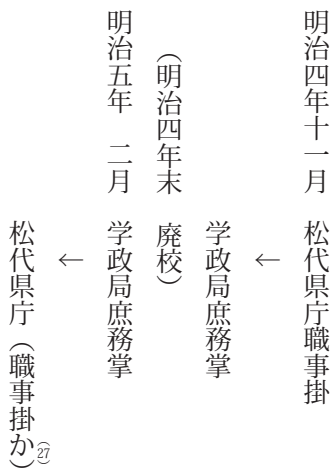
「辛未冬県庁御渡 書籍目録 学校」という資料は、旧稿でも取り上げたことがあったが、²⁴ 明治四年冬に県庁から学校に渡された書籍目録で、末尾には明治五年二月の年記があり、廃校になったため

に四十三部の典籍を引き渡した、とあるものである。差出は齋藤善九郎、水井市治、成本治左衛門、酒井金太郎の四名で、みな学校庶務である。宛名が記されていないが、表紙に県庁御渡とあるとおり、県庁から学校に渡されてまた県庁に戻したと考えてよい。

前半には十六筆の典籍が書き上げられるほか、貸出覚書が二点貼りこまれている。覚書は県庁に戻されたのと同じ明治五年二月とそれより後の五月のものであるので、引き続き使用されていたとみられる。

後半は翻訳書籍とあり、二十七部がみえている。この二十七部の内「解体説約」「博物新論補遺」など始めに書き上げられている九部については、別の書籍請取書に明治四年十一月に酒井金太郎が受け取った旨の記載がある。これは、職事掛に宛てられたもので、これによって典籍類が県庁の庶務を扱う職事掛から学校庶務掌の酒井に引き渡されていることがわかる。

以上から、典籍の流れを整理してみると次のようになる。



これは、後半二十七部のうち、請取書にある九部のみではあるが、それ以外もおそらくはこうした流れにあるのであろう。そして最終

的には学校にあった典籍は長野県に統合される前の松代県庁から、真田家に返却されたと考えられよう。

まとめ

以上、真田家伝来典籍の現状と研究史を紹介し、主に二種類の典籍目録から、真田家伝来典籍の経緯をみてきた。従来、文武学校の蔵書と考えられるものは、真田家から貸し出された典籍類で、松代県学校の廃校とともに真田家に戻されたと考えられてきた。しかし、その中でも「学校の蔵書」と認識されていたものがあること、「学校」のものとしてされている典籍と「知事様」すなわち真田家所有の典籍は、区別はあったが一括管理であった可能性が高いこと、そしてそれらは明治四年末の廃校によって返還作業がすすめられまとめられたことがわかった。さらに、これら一連の流れとして、県庁職事掛から学政局庶務掌へそしてまた県庁職事掛へ典籍が動いていた可能性が高いことがわかってきた。

今回取り上げたのは洋書や翻訳書が多く、現存する典籍との照合が難しいうえ、現存していないとみられるものも多く、はっきりしたことが述べられない部分もある。ただ、旧稿で藩主ら所有者毎のまとめり以外の典籍の存在を示したが、この洋書や翻訳書がこれにあたるのではないかとも感じている。これは「洋書拝借名簿」に見えている典籍がほかの書籍目録に見当たらないことと、そもそも洋書について、藩主がどの程度所持したかどうかが不明だからである。「洋書拝借名簿」の書名を見ても兵法や砲術、歩軍といった軍術の実用的な典籍が多く、これらは文武学校や併設の兵制士官学校で使用するために藩が購入した藩所有の典籍と考えたほうが自然で

東京江持参之分 洋書拝借名簿記載洋書名 (国文学研究資料館所蔵真田家文書う980)

分類	洋書名	部数	分類	洋書名	部数
1	那波列翁軍法史	1	48	騎軍書之部	1
2	陣営書	1	49	(6本)6部	1
3	野戦要務	1	50	同	1
4	同	1	51	騎兵下等士官必携	1
5	同	1	52	騎兵書	1
6	同	2	53	騎隊内務	1
7	軍術教導書 附図一折	1	54	施條銃砲之説	1
8	軍術必要書	1	55	歩騎士官学術等級書	2
9	野戦器械及七軍装書	1	56	小銃発放論	1
10	地図割出之書	1	57	針銃説	2
11	天幕張方之書	1	58	アルゼリー図 散兵書	1
12	兵法書	1	59	後装銃之説	1
13	兵法書	2	60	歩兵下等士官必携	1
14	兵法理解書	1	61	歩兵調練書	1
15	軍中会計書	1	62	同	1
16	兵法書	1	63	歩軍書之部	1
17	軍陣位置陣営取建書	1	64	(125本)25部	1
18	兵隊戦場勤方	5	65	歩兵調練書	1
19	築城書	1	66	携帯兵仗全書	1
20	兵制全書	2	67	軽歩兵調練書	2
21	軽歩兵戦争記	1	68	歩軍士官発放論	1
22	法律書	1	69	軽兵隊発放要務	1
23	小軍法	1	70	新式後装取扱之書	1
24	軍術書 内附録共	3	71	歩隊内務	4
25	海陸軍戦争記	1	72	歩兵調練書	1
26	軍制官必携	2	73	歩兵演範	50部100本
27	兵術書	1	74	合衆国戦争歴史	1
28	砦塞大砲新式	2	75	歴史之部	1
29	歐羅巴造営隊編制之書	1	76	(4本)3部	3本之内1本 欠 2本
30	新式大砲砲台築造書	2	77	佛英対訳辞書	1
31	施條加炳之説	1	78	和英対訳辞書	2
32	大砲鐵鑑全書	1	79	字書之部	4
33	工兵之書	1	80	(12本)6部	ノエル 法国字書
34	砲軍士官必携	1	81	ナポレオン 同	2
35	砲軍士官袖珍書	1	82	スーリス 同	2
36	四斤施條山用砲書	1	83	ナショナル 同	1
37	工兵官必携	1	84	モレウサル 窮理書	8
38	大砲弾道論	1	85	ヘレース 同	12
39	大砲沿革書	4	86	コルタンフル 地理書	6
40	蘭 築城書	2	87	同	2
41	大砲軍調練書	1	88	天工書	1
42	造営士官必携	4	89	雑書之部	1
43	大砲運動書	1	90	(47本)12部	星学書
44	大砲書	4	91	分斤書	6
45	大砲練法書	8	92	鑛山学書	2
46	砲軍教練書	1	93	英シャガーク氏 窮理書	2
47	砲隊士官必携	1	94	英クエッケンボス 同	4
				英 地理書	1
				英 文典	2

もある。ただ、少なくとも最終的にはすべてがまとめられて、藩主家所持の典籍と藩所有の典籍が一括真田家に伝来することになったとみてよいであろう。

今後は、現存する典籍の詳細調査をすすめるとともに、そもそも、

幕末から明治初期にかけての藩校教育として、あるべきであろう典籍を洗い出し、それらの有無と伝来を追うことが必要である。典籍目録からの分析も引き続き続けていきたい。

注

- (1) 拙稿「真田家の典籍目録について」国文学研究資料館所蔵書目を題材に「『松代』25号 二〇一一年」
- (2) 国文学研究資料館では、これらすべての文書目録を刊行し、同館HPで検索することができる。
- (3) 武田信玄、豊臣秀吉、徳川家康などの文書のうち三八一点が長野県宝指定され、収藏品目録が刊行されている。『真田宝物館収藏品目録 長野県宝 真田家文書』(1)～(4) (松代文化施設等管理事務所 二〇〇四～二〇〇七年)
- (4) 真田邸は城外御殿として貴重な遺構であることから、松代城跡と一体のものとして史跡指定を受けている。二〇一〇年に、全面改修工事が終了し、一般公開されている。
- (5) 典籍の分類の主なもの、国文・日本歴史・支那歴史・西洋歴史・物語・和歌・俳句・漢書・医学・兵学・地理地図・趣味娯楽・算学・辞典・法律経済・絵草子・真田家関係など。すべてで四一分類にのぼる。
- (6) 「図書」に含まれる典籍については、現在信州大学の白井純・速水香織両氏を中心に、詳細調査が継続されている。
- (7) 松平定信筆の源氏物語や、奈良絵本の平家物語などがある。
- (8) 滝澤貞夫「松代文庫について」(『松代』2号 一九八九年)
- (9) 現在、真田宝物館には滝澤研究室で作成したとみられる典籍の書誌カードが現存するが、主に国文学系の典籍のみである。
- (10) 原田和彦「真田家における典籍の集積と流出」(『松代』23号 二〇〇九年)
- (11) 原田和彦「真田家伝来の典籍整理の方向」松代真田家別邸とのかかわりから」(『松代』23号 二〇〇九年)
- (12) 前掲注1
- (13) 原田和彦前掲注11に、「松代文庫」印が捺されたもので、文書に含まれる資料が紹介されている。
- (14) 『長野県教育史』第七巻史料編一(長野県教育史刊行会編一九七二年)所収24号文書「学校書籍につき旧長野県へ松代庁上申」
- (15) 原田和彦前掲注10
- (16) 『長野県教育史』第七巻史料編一(長野県教育史刊行会編一九七二年)所収26号文書「松代藩学校沿革取調べ」
- (17) 国文学研究資料館所蔵真田家文書26Aう980
- (18) 笠井助治『近世藩校に於ける出版書の研究』(吉川弘文館一九六二年第一刷発行)。なお、同書では「法式歩兵演範」と記載されているが、正しくは「法国歩兵演範」である。
- (19) 国立史料館編『真田家中明細書』(東京大学出版会 一九八六年)以下、家臣の履歴・職についてはことわらない限り同書による。
- (20) この時すでに廃藩置県がおこなわれて松代県となっており、松代藩知事であった真田幸民も知事職は解任されている。しかし実質的には松代藩時代の役人がそのまま政務を執り行っていると考えられ、本資料にみえる「知事様」も、真田幸民を指しているのとみて差し支えないであろう。
- (21) 国文学研究資料館所蔵真田家文書26Aう971
- (22) 真田宝物館所蔵典籍洋書50。なお、佛語明要は松代藩士・村上英俊が著した仏日辞書である。
- (23) 真田宝物館所蔵典籍洋書49
- (24) 国文学研究資料館所蔵真田家文書26Aう965
- (25) 拙稿前掲注1
- (26) 国文学研究資料館所蔵真田家文書26Aき1528
- (27) 松代県は、明治四年十一月には長野県に統合されているが、実質的に政務が引渡されたのは翌明治五年二月のことである。(『長野県史』通史編70頁)
- (28) 稲垣忠彦氏により紹介されているところもあるが、稲垣氏が使用している資料は『長野県教育史』が主で、実際の古文書や典籍にはあたっていない。

稲垣忠彦 「藩校における学習内容・方法の展開」〔『帝京大学文学部紀要教育
学』27 二〇〇二年〕